

第 28 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

令和 2 年 2 月 4 日

第 28 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 令和 2 年 2 月 4 日（火曜日） 14 時 00 分～15 時 25 時

○場 所 岩国市役所 5 階 51・52 会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名について

(2) 報告第 16 号 岩国市立地適正化計画の策定について
(立地適正化計画の原案報告)〔岩国市策定〕

3 閉 会

○出席者〔委員 12 人〕

委 員 (1 号委員)	塚 本 俊 明	隅 喜 彦
	廣 田 登 志 子	安 本 政 人
(2 号委員)	桑 田 勝 弘	細 見 正 行
(3 号委員)	藤 原 功 代 理 委 員	山 本 富 夫 村 岡 和 彦
(4 号委員)	植 松 義 博	河 野 摩 里 桑 重 和 昭

○欠席者〔委員 4 人〕

委 員 (1 号委員)	榊 原 弘 之	梅 川 仁 樹
(2 号委員)	中 村 雅 一	大 西 明 子

○傍 聴〔1 人〕

[14時00分 開会]

○事務局 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、第28回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当しております、都市計画課の杉山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議の開会にあたり、山中都市開発部長よりご挨拶申し上げます。

○山中都市開発部長 皆さんこんにちは。都市開発部長の山中でございます。本日は、お忙しいところ第28回岩国市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また平素より岩国市政ならびに都市計画行政の推進にあたりご理解ご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、岩国市立地適正化計画でございますけれども、これまで岩国市都市計画審議会の方では、平成30年5月、それから令和元年8月の2回ご報告させていただきまして、皆様方からご意見をいただいたところでございます。その後、市民との意見交換会や計画策定に関わります有識者による計画検討協議会、それからパブリックコメントなどを行いまして案の取りまとめを行って参りました。市といたしましては、本計画について本年度中の公表を目指しております。つきましては、本審議会でございますけれども「都市再生特別措置法第81条」の規定に基づく最後の意見聴取となります。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴いたしますようよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。

本日、榊原委員、梅川委員、中村委員が所用により欠席とのご連絡をいただいております。また、高井委員の代理として、国土交通省山口河川国道事務所総括保全対策官の藤原功様にご出席されております。なお、大西委員につきましては特にご連絡いただいておりますが、現在確認しております。

以上、委員16名のうち、現在12名の出席がありますので、「岩国市都市計画審議会条例第7条第2項」の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に資料の確認をさせていただきます。

先日開催通知とともに送付させていただきました第28回審議会資料、青い表題のついた、「審議資料」の「岩国市立地適正化計画（案）」と書かれた、やや厚い冊子となります。そして、別紙として右上に「資料1」と書かれた「第27回岩国市都市計画審議会からのスケジュール」、そして「資料2」と

書かれた「第 27 回岩国市都市計画審議会からの主な変更点」の A 4 各 1 枚ずつ送付させていただいております。

また、本日席上には「議事日程」、「委員名簿」、「配席表」、追加の資料として、右上に「資料 3」と書かれた A 3 の 1 枚もの、「立地適正化計画概要」、「資料 4」と書かれた A 3 の「岩国市立地適正化計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について」を配布させていただいております。

以上となりますが不足がありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、ここからは塚本会長に議事進行をお願いします。塚本会長よろしくをお願いします。

○塚本会長 皆さんこんにちは。お忙しいところ、世の中もざわざわしており大変な時期でございますが、お集まりいただきありがとうございます。今日は、立地適正化計画の最後の意見聴取ということですので、よろしく願いいたします。傍聴人はいらっしゃいますか。

○事務局 1 名いらっしゃいます。

○塚本会長 分りました。それでは本日の会議は、「都市計画審議会条例施行規則第 12 条」の規定に基づき公開で行います。

傍聴のルールにつきましては、「都市計画審議会の公開及び傍聴に関する要綱」に基づくこととしますので、傍聴人の方はご協力をお願いします。

それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。

日程第 1 「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の会議を進めるにあたりまして、規則第 13 条では「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員 2 人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されているため、山本委員、河野委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくをお願いします。

続きまして、審議事項に入らせていただきます。日程第 2 「報告第 16 号岩国市立地適正化計画の策定について」を審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

○事務局 皆さんこんにちは。拠点整備推進課の安部と申します。どうぞよろしく願いいたします。大変申し訳ございませんが、着座にてご説明させていただきます。

まず初めに、今回の立地適正化計画は、都市計画決定の内容について本審議会にお諮りする、「議案及び諮問」ではなく、策定にあたってのご意見を伺う「報告案件」となりますので、申し添えさせていただきます。

それでは、「岩国市立地適正化計画の策定」について、ご説明させていただきます。誠に恐縮ではございますが、ご説明に、少し、お時間をいただくようになりますが、本計画について、ご理解をいただけるよう、丁寧にご説明してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、昨年、8月23日に行われました、前回の本審議会におきまして、本計画の内容をご説明させていただき、ご意見を伺ったところでございます。したがいまして、本日は、本計画の詳細な内容は、割愛させていただき、本日、お配りした「資料3の概要」をもとに、少しおさらいさせていただきたいと思います。

はじめに、本計画を策定するに至った背景について少しご説明させていただきます。近年、多くの地方都市では、急激な人口の減少や少子高齢化が進み、まちが郊外へ拡大したまま人口が減ると低密度な「まち」となり、病院やスーパーなど、生活を支える、必要なサービス施設が立ち行かなくなり、地域の活力が低下するおそれがございます。このような、おそれがある中で、今後、健全な都市を維持するためには、長い時間をかけて、人が住むところをある程度まとめ、そして便利で、賑わいをもたらすような機能を集約し、安心して住めるような「まち」にする必要があることから本計画を策定する、ということをご理解いただければと思います。

では、本日、お配りした資料3をご覧ください。まず、集約型都市づくりに向けた課題といたしましては、本市における現状分析等を踏まえ、「拠点」の抽出と維持・形成に向けた課題、「拠点間ネットワーク」の形成に向けた課題など、5つの課題整理を行い、本計画で実現する都市の姿を、「多様な魅力を活力に変え、安心・快適に暮らせる持続可能な都市」として掲げました。

次に、課題解決の施策・誘導方針の検討といたしまして、本計画の実現に向けた目標を、交流を生み出す魅力ある「多様な拠点」と「軸」の形成、移動がコンパクトな「質の高い居住環境」の形成、自然災害に備えた「既成市街地」の再編とし、持続可能な集約型都市づくりの実現を目指すことと、いたしております。

次に、誘導区域等の設定につきましては、医療・福祉・商業等の都市機能の立地を維持・誘導することにより、これらの各種サービスを効率的な提供を図る「都市機能誘導区域」、まちなかで、便利な生活を維持していく「にぎわい居住区域」、市街化区域や用途区域内で、「にぎわい居住区域」以外の区域を、郊外でゆったりとした暮らしを前提とした「ゆとり居住区域」、これらの区域を集約型都市づくりに向けた課題、本計画で実現する都市の姿、目標を踏まえまして、定量的・定性的に区域を検討して設定したところでございます。なお、市街化調整区域や用途白地地域においては、自然に囲まれ、農

地や山林と共にある暮らしを前提とした「自然・田園居住区域」としております。また、誘導施設の設定につきましては、施設の性格や機能より判断し、「中心拠点型」や「地区拠点型」、特定機能の拠点とした「医療・防災交流拠点型」、「福祉・交流拠点型」の4種類の都市機能誘導区域ごとに、公共施設としては、「市役所、総合支所」や「支所、保健センター」などを、民間施設としては、「病院」や「商業施設」を誘導施設として設定しております。なお、右側の図は、岩国地区、玖珂、周東地区、由宇地区、それぞれの誘導区域等を具体的にお示しさせていただいたものとなっております。

次に、本計画の目標と期待される効果につきまして、評価する指標は、「居住誘導区域内の人口密度」や「鉄道・バスの利用回数」などを定量的な目標値として設定し、期待される効果の指標としては、「中心市街地における歩行者等の通行量」や「快適な生活環境の整備」に対する市民満足度を設定しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、本市立地適正化計画の「おさらい」とさせていただきます。

次に、前回の本審議会からのスケジュールについて、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。冒頭に申しましたとおり、前回、昨年8月23日に、本審議会を開催させていただき、人口減少の対策、公共交通の利便性の向上、道路ネットワークの充足、雇用・防災対策など、様々なご意見をいただいております。その後、10月24日から26日に、玖珂あいあいセンター、由宇文化会館、岩国市民文化会館の3会場で計4回、市民意見交換会を開催いたしました。この意見交換会の開催について、市の広報により、市民の皆様にご案内いたしましたが、参加者は計8名で、本計画に対する特段のご意見はございませんでした。次に、11月13日に、本計画の策定に係る「岩国市立地適正化計画検討協議会」を開催し、本審議会のご意見や市民意見交換会の状況などを報告させていただき、パブリックコメントにかける「素案」の協議・調整を行いました。そして、この素案について、12月10日から本年1月10日までパブリックコメントを実施したところでございます。

また、パブリックコメントに対する周知方法につきましては、市の広報のみならず、市民メールや市民ニュースアプリを利用し、さらには、12月15日の市の広報にて、本計画の概要やパブリックコメントを実施中である旨を記載して、より多くのご意見をいただけるように、呼びかけを行ったところでございます。提出されましたご意見の要旨と、その意見に対する市の考え方（案）につきましては、本日、お配りさせていただいた、「資料4 パブリックコメントの結果について」をご参照ください。提出されたご意見は、3名

により、計 10 件のご意見がございました。主なご意見としては、居住誘導区域の設定における浸水想定区域の取扱いや、緊急避難場所の整備など、昨今の異常気象による大規模災害を受け、災害に関するご意見などがございました。なお、本日、ご欠席の中村委員からも同様の主旨のご意見を伺っているところでございます。それらのご意見を踏まえ、今回、新たに防災・減災の推進に関する施策を追加しております。また、事前に送付させていただきました、お手元の冊子は、パブリックコメントによるご意見を踏まえたものであり、本日は、この原案となる冊子の内容について、皆さまのご意見をお伺いしたいと思っております。

次に、本審議会後の予定といたしまして、2月18日にパブリックコメントや本日の皆さまのご意見を踏まえ、「検討協議会」にて協議・調整を行い、最終的な成案にしたいと考えております。その後、公表前の事前周知を実施し、3月末に「計画公表」する運びと、考えております。なお、計画公表後にも引き続き、本計画の周知を図っていきたいと考えております。

続きまして、前回の本審議会から、本日の原案に対する主な変更点をご説明させていただきます。なお、資料2に、主な変更点をお示ししておりますが、本日は、補足説明が必要な部分をご説明させていただきます。

では、冊子の6ページをご覧ください。こちらは、関連する各種計画と本計画の位置付けを示しており、本計画を都市計画マスタープランの青い点線で囲み、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現するためのツールとして本計画を位置付け、さらに横並びで公共交通網形成計画を示し、整合・連携を図るといった意味から変更させていただいております。

次に、55ページをご覧ください。こちらは、本計画の体系図を示しております。本計画において、都市計画マスタープランで掲げる6つの都市づくりの目標のうち、「市街地の在り方」につながる4つの目標を実現するために、第2章において整理を行った集約型都市づくりに向けた課題を踏まえ、本計画で実現を目指す都市の姿や目標を掲げ、拠点と軸、2つの誘導区域をもって、本計画を実現していくといった体系が、理解しやすいように変更しております。

次に、74ページをご覧ください。こちらは、市街化区域に対するにぎわい居住区域（居住誘導区域）の指定状況になりますが、昨年9月に都市計画の区域区分の変更を行っており、それに伴う区域の一部を見直しにより変更しております。

次に、87ページ・88ページをご覧ください。こちらは、施設の機能からみた誘導・立地の在り方をお示しております。都市機能誘導区域に設定する誘導施設については、各生活サービス施設の機能により、誘導や立地の在り方、

考え方を整理した上で、黄色で着色した施設を、法に基づいた届出対象となる誘導施設として設定しております。

例えば、同じ行政機能であっても、市役所や総合支所などは、施設の役割からしても、都市機能誘導区域に立地することが望ましいものとし、出張所については、都市機能誘導区域だけではなく、各地域にあるべきものであると表現しております。

また、病床数が20床以上あるような大きな病院については、都市機能誘導区域に立地することが望ましい施設となりますが、診療所については、都市機能誘導区域だけではなく、にぎわい居住区域にも立地することが望ましく、また、ゆとり居住区域での立地を否定するものではないとして整理させていただいております。

次に、96ページをご覧ください。先程、パブリックコメントのご意見について、ご説明させていただいたところですが、防災・減災対策の推進に関する施策として、下の3つの段を追加し、「災害の発生を抑止する都市の形成」、「被害を最小限化する環境の整備」、「多様な主体・手法による防災都市づくりの取組」、以上を施策として追加しております。

次に、101ページ・102ページをご覧ください。こちらについては、都市のスポンジ化への対応を示しており、空き地や空き家等の低未利用土地が増加していることを受け、低未利用土地の有効活用と適正管理について追加しております。

次に、108ページをご覧ください。こちらは、本計画における目標値となりますが、居住誘導区域の人口密度や都市機能誘導区域の誘導施設数を変更しております。誘導施設数については、前回までは生鮮食料品を取り扱う食品スーパーの店舗数のみをカウントしておりましたが、最近では、ドラッグストアやホームセンター等においても食料品を取り扱う店舗が増え、今後の商業形態も考慮し、大規模小売店舗立地法の届出対象である店舗面積1,000㎡以上の商業施設数に変更しております。

次に、109ページをご覧ください。こちらは、期待される効果になりますが、今年度に第2期中心市街地活性化基本計画を策定することとしており、中心市街地における歩行者等通行量の数値について、この計画との整合を図ったところがございます。

次に、「参考資料」をご覧ください。参考資料として、本編とは別に、「誘導区域の設定における各評価指標の結果」、「各種災害関連区域と誘導区域の重ね合わせ」、「本計画の策定経過」、「検討協議会の委員名簿」、「市民アンケートの調査結果」、「用語解説」を追加しております。

以上が、主な変更点となっております。

最後に、本計画は、我々事務局のみで実現させることは困難であると考えております。

111 ページに、評価体制をお示ししておりますように、施策・事業を実施する庁内関係各課と連携を取りながら、協議・調整の上、必要に応じて見直しを行いながら進め、本日、お集まりの皆さまのご協力もいただきながら、本計画の実現に向けて努力して参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

- 塚本会長 ありがとうございます。実は先程のご説明の中でもございましたが、本日欠席の榊原委員、梅川委員、中村委員から事前にご意見等があるようでしたら、事務局の方で補足をお願いいたします。
- 事務局 事務局の都市計画課中です。榊原委員から何点かご意見を伺っておりますので、事務局の回答もあわせてご紹介させていただきます。

まず1点目ですが、岩国中心拠点と南岩国地区拠点の間を都市機能誘導とする等、都市機能誘導区域が広い印象がある。また、誘導施設について、既存の施設は設定しておく必要は無いのではないかと。というご意見がありました。それに対する市の回答といたしまして、用途地域、幹線道路など既存の都市計画との整合性を図りながら連続性を持たせる設定をしています。さらに、評価指標として、商業施設等が立地している等、都市機能の集積状況等を用いて、区域設定しています。また誘導施設については、新築、建替とも都市機能誘導区域内に誘導したい施設を想定しているため、建て替え時にも引き続き区域内に集約したいために設定しています。というふうに回答しております。

2点目です。居住誘導区域の設定について、浸水想定区域は最新の想定最大を使っているのか。垂直避難が困難になる3m以上の浸水想定区域を外するという考え方もあるが、そうした場合、土砂災害リスクのエリアが迫ってくるジレンマがある。今後の参考として、滋賀県では土地の嵩上げを義務付ける建築規制を設けた例がある。また、新岩国や西岩国以西は水害リスクが大きいと思う。昨今の災害は、避難を呼びかけても起きてしまっている。国交省も今後、この部分について厳しく見てくると感じる。というご意見でした。これに対して市の回答といたしましては、浸水想定については最大想定を使用しています。また、浸水想定区域については、警報等により事前の避難行動が可能であるため、居住誘導区域に含めています。これについては、防災・減災対策の推進が必要と考えています。また、新岩国駅周辺は交通結節点の位置付けもあります。また、一昨年の都市計画道路見直しに際し、地元から新たなまちづくりの発案もありました。御庄、藤河、多田は土地区画整理済

みの地域でもあります。市としても一度、区域を設定して終わりではないという点は理解しています。と回答しております。

さらに3点目ですけれど、届出はいつからですか。届出についても、国は今後強めていくと思います。最近のニュースでも開発行為のデベロッパーを公表することについて報道があったと思います。というご意見でした。これについては、届出は4月から始める。様式等は現在作成中です。というふうに回答しております。

以上ご意見がありましたので、ご報告させていただきます。

- 塚本会長 ありがとうございます。榊原委員からはそのようなご意見をいただいておりますので、それも踏まえた上で今回の計画案ということでもよろしいでしょうか。それでは、掻い摘んだご説明でございましたのでどこからということもございますが、前回はしばらく前になっておりますので、忘れていらっしゃる方もいるかもございませんが、前回のものと大筋、骨格は全く変わっておりません。多少ご意見を伺う中で、また協議会の中で、技術的なところで手を加えたということですが、改めて確認していただいた中でご意見、ご質問がありましたらどなたからでも結構ですので、ご遠慮なくご発言いただけたらと思います。よろしく願いいたします。
- 植松委員 植松と申します。前回も発言したのですが、コンパクトシティの考え方でいえば日本はヨーロッパより数十年遅れていると言われております。なぜかという、市民に対して公共交通権がないということです。私も勉強不足で説明が難しいですが、やっぱり平等に交通を受ける権利ということで、それは大都市だろうと中都市だろうと平等にやるのがドイツ、またはフランス、オランダ、そういったヨーロッパでそういった機能があると聞いております。その中でBRTとかLRTといった交通機能が発達したというふうに聞いております。それを考えますと、この前の公共交通の在り方をもう少し軸にしたらよいのではないか、ということ意見を言いたのですが、ただ現状の錦川清流線とか山陽本線、岩徳線、新幹線があったり、という話をされますけれども、バスもありますけど、それを熟していくということもあります。でも、これを整理しながらやっていくということが、これからのコンパクトシティの移動手段を考えると、ある程度の根幹になるのではないかと考えています。経済活動では、流通において交通機能がトラックとかも大事ですけど、中でも一番大事なのは皆さんの市民生活で、買い物をする、あとは生活するために仕事に行くと、通勤通学そういうことに対してお金をおとしてもらおうと、それを考えてみれば公共交通の置き方が若干少ないかな、と感じます。アンケートを見ますと、私もざっとしか見ていなかったですが、150 ページ、151 ページの中に鉄道、バス等の運行本数や路線数の減少、また

は運行の維持が困難になるとか、鉄道やバス等の公共交通機関での移動が便利な環境がほしい、といったご意見があります。そういったご意見があることを踏まえながら都市機能の考え方をもう少し攻める姿勢というか、そういうことを1つお願いしたいと思います。以上です。

- 塚本会長 ありがとうございます。前回のときから、事務局の方では踏まえられてとのことでしたけれども、何か今のご意見に対してこのように考えているとか、このように展開していきたいというご報告がございましたらお願いします。
- 事務局 公共交通に関する具体的な施策は、地域公共交通網形成計画に基づくものになりますけれども、本計画におけます拠点間の路線の維持、地域内支線との連携において持続可能な公共交通網の形成を図ることを目指すこととしております。本計画において、中心拠点、地区拠点、また生活拠点、階層的な拠点を公共交通の軸で結ぶ考えでございます。こうしたことから地域公共交通網形成計画と両輪を組んで、しっかり対応していきたいと思います。
- 塚本会長 すぐにとというのはやっぱり、少し時間はかかるのかもしれませんが、そういう回答でよろしいでしょうか。
- 植松委員 僕ももう少しその交通計画ですか、勉強してまたお話をしたいと思います。
- 塚本会長 他にございますでしょうか。
- 桑田委員 届出が4月から開始ということで、立地適正化計画は今の公共交通網形成計画ですとか、多くの計画の中で総合性が非常に高い計画だと思っています。いろんな計画で担保にされながら、強力な開発のコントロールをするのではなくて、流動的に徐々にまちづくりを進めていこうという取り組みだと思うんですけど、届出ということは開発許可が関わるようなところもあると思いますし、例えば経済的なインセンティブによく言われる誘導的な手法としてそういった税金であるとか、法規制等もあると思うんですけど、事前明示性がすごく求められる計画だと思うんですけど、届出にあたって、そんなに期間もないので、どういうふうにこういうふうに進めるんですよ、という支援措置も含めてきちんと示していけるのか、大丈夫なのかなという気がするのですが、そのあたりお聞きしたいのですが。
- 塚本会長 ご見解があればよろしくお願いします。
- 事務局 届出に対する対応ということですがけれども、いろんな関係があるかと思われまますけれども、そうしたことには事前にしっかりと説明をさせていただき、そういった機会を設けてしっかりと理解していただいた上で、今年度末の公表を目指しておりますので、そのタイミングを合わせながら、しっかり周知を図って努めていきたいと思っております。

- 塚本会長 具体的なスケジュールとか何かはありますか。
- 事務局 具体的なスケジュールといたしましては、2月末くらいまでにできたらと思っております。届出対象となる件数自体が年間20件程度と数が少ないということも正直なところございますので、そこも含めてしっかりと周知していきたいと思っております。
- 塚本会長 他にございますでしょうか。
- 桑重委員 2点質問させていただいてよろしいでしょうか。第7章の108ページになります、計画数値に関する事項の中で、目標値の値になりますけれど、①番の拠点と軸の形成のところでは1番目2番目はわかるのですが、3番目の公共施設の総延床面積の削減というところが、何か違和感があるんですよ。その延床面積をマイナス20%することが、多様な拠点と軸の形成の目標値になるのかな、といまいちピンとこなかったことが1点。
- 右側の109ページ目で期待される効果というところで、1番目の多様な魅力を活力に変えるというところで、これは4年後の令和6年で目標数値が書いてあります。そして下のやつは令和22年、長期と短期みたいな書き方をされてますけれど、この分けている意味はなんですか。何をもって分けられているのですか。4年後と約20年後ですね。そのあたりの目標の年の考え方。なぜ変えられたのかをご説明いただければと思います。
- 塚本会長 今のご質問ですが、いかがでしょうか。
- 事務局 108ページの総延床面積の削減ということでなぜマイナス20%ということですが、基本的には20年先の公共施設等総合管理計画との関連計画で作成しておりますので、その計画年、目標に合わせまして20年先に20%以上削減していきたい。当然この背景には急速な人口減少、少子高齢化というものがございますので、そうしたものに合わせて設定をしているところでございます。2点目の109ページの期待される効果において、なぜ目標年次が違うのかということですが、それぞれの計画年次がございまして、それに合わせていただいた、関連計画との整合性を図るために目標年度も合わせているというところでございます。
- 桑重委員 例えば今申し上げた2番目の回答ですが、例えば令和6年、令和10年で何人とか、そういうふうになっているということですか。
- 事務局 こちらについては中心市街地の歩行者等通行量というのは、中心市街地活性化基本計画の中で、これは第2期計画を策定中でございますけれども、これが令和2年から5カ年ということで、令和6年を目標に数字を掲げて中心市街地の活性化を行っているところでございます。そうした目標値を整合を図らせていただいて、ここに記載しているところでございます。
- 塚本会長 ちなみに2つ目の令和22年は何の計画に準拠していますか。

- 事務局 2つ目は、安心・快適に暮らせる都市に関する指標ということで市民満足度の方を載せさせていただいておりますが、こちらは独自の立地適正化計画の中で市民にわかりやすい目標設定というところで設定させていただいております。こちらについては、市民の満足度ということで、生活サービスの享受の状況が市民にとって分かりやすいかなというところで、色々目指す指標を考える中でこういった説明をさせていただいております。
- 桑重委員 先ほどの108ページの公共施設がなくなるということが満足度に繋がるのか。それは役所さんの目標であって、市民の目標でないような気がするんですけど、目標値とここで謳っているものがちょっと私には違和感があるんですけど、役所さんの目標であって、市民がそれを望んでいるのか、そこはどうですか。
- 事務局 やはり人口減少というところは避けられない状況でありまして、市の財政面、また市民へのサービス、これ以上市民への生活サービスを上げていくわけにはいかないので、やはり集約して施設の再編、再配置のことも含めて集約型ということで、集約して面積の削減を図っていきたいと思っております。
- 桑重委員 集約ということは理解できるんですけど、削減というのは。
- 事務局 補足させていただきます。この岩国市の公共施設等総合管理計画なんですけれど、ご存知のとおり岩国市は平成18年に8市町村合併いたしまして、結構重複する施設というのが多くあります。建築年についても耐用年数がかなり近いもの、超えているものというものがあまして、そういった中で今後、今の現状を維持できるのが望ましいですが、今の人口予測、動態予測で考えていきますと人口減少というのは避けられない状況の中で、市の税収等々を考えていきますと、やはり重複する施設というのはある程度統合再編せざるを得ない、そうしないと全ての施設を維持できなくなってしまうということになりますので、適当に廃止するというわけではなくて、利用状況であったり、施設の近接状況であったり等を勘案しながら、全体として目標値の20%くらい削減できるのではないかとこのことを掲げているものでございます。
- 桑重委員 それはよく分かります。しかし、拠点と軸の形成としての指標としてはならないのではないかなという意味合いで言ったのですが、集約型をしなければならないということは私も理解できています。ただここでも目標値と謳うのは直接ではないのかなと、そういうことでございます。個人的な意見になりますがそういうことを述べさせていただきました。個人的にはちょっと引っかかりがあります。

- 塚本会長 私も細かく見ていただいて、逆に見落としていて大変感心しているところなんですけれど、今の目標値っていうのは何かをやるのでこの目標値はこうなります、という流れですよね。計画の中では。6章、5章のところでこんなことをやりますということが書いてあって、その結果このような目標となります、ということなので人口とかですと本計画内容の中で、どういったところに集約していったら人口密度をこれ以上落とさないようにしていきます、ということがあって結果的にこうしますということで行くと、今のことについて言うと、分かっていることがどこに書いてあるのか、この数字がどこに出てきているのか、本文に何もなしで公共施設等管理計画から初めてここにでてきたらちょっと計画にならないので、そこはどこに書かれているものなのか、この目標値が出されているのか、流れが分かれば教えていただきたいのですが、どうでしょうか。
- 事務局 やはり目標値の作り方ということがあるかと思うんですが、目標値としては直接的な目標の立て方と、原因によって結果から誘発されていく目標値、間接的な目標値というものがありますけれども、この公共施設の総面積の削減というのはどちらかというと、こういう施策をやりますからということではなくて、その施策をやった結果、間接的にこういう状況が起きてくる、そういう目標の立て方になっております。そして先ほど、なぜここに面積の削減ということを挙げたかということになりますけれども、話としては省略してしまいましたが、人口減少から全体として人口密度が減っているという中で、公共施設の維持管理のコストというのが統計的にも、国土交通省の方から出されておりますけれども、やはり人口密度が高くなればなるほど公共施設の維持管理費も安くなってくる、逆に言うと人口密度が低ければその1つ1つの施設の維持管理費が高コストになるということもありますので、そういった中で人口との関連付け、人口密度との関連付けというところから、公共施設の面積の削減というところを目標として挙げさせていただいております。
- 塚本会長 説明は以上となりますが、他にご意見ございますでしょうか。
- 廣田委員 持続可能な集約型都市づくりということで、私も教育の現場からちょっと考えておまして、今、学校の方も中学校が14校、小学校が32校岩国市にございまして、しかも一番小さい学校の規模だと6、7名という現状になっております。しかし岩国市は、山口県でも学校運営協議会、コミュニティスクール、小・中を一緒にして9年間のカリキュラムのもとに子供を育てていこうということで、随分中学校区の14校区を中心として小学校が教育を連携しておりますので、結構そのへんの昔から統廃合であるとか、学校が消えゆくと地域が減びるという考え方はだんだん子供たちの間でも、ある

いは保護者の間にもそのへんのところが広がってきているんですけども、学校はどうなのかなというところで、学校現場は長寿命化計画だったりとか、岩国市の学校適正規模適正配置計画等でも議論しておりますけれど、88 ページを見ましたら施設の性格上、日常時・災害時ともに小学校は維持していくと、都市機能誘導区域、にぎわい区域、あるいはゆとり区域、3区域ともにマルがついておりますので、この都市計画の中では今の時点で維持していくということで、税金を使うことですが、将来の子供たちのために教育の現場から見ると手厚く見ていただいととてもうれしく思っているところです。今後は説明の中でもありましたように、公共の機関というものを交通のネットワークですよね。小から中へ通うネットワークを引き続き重視していただきたいなと思っております。それと合わせて 111 ページに説明の中にもありました、年間スケジュールの中でこういったふうに設定する程度も必要に応じて、1年から4年ごとに見直しをしていくと、地域の意見を聴きながら見直しをしていくというところは、とても大きな計画の中では大事なことはないかなと、税金を有効に使いたいですし、子供たちの数も年々4年も待たずに1年2年先にぐっと少なくなるところもありますので、ぜひこまめに短いスパンで見直すことも必要ではないかなと、そういうことが謳われておりますので、教育の現場からすれば、ありがたいなと思ながら案を見させていただきました。以上です。

- 塚本会長 では、今のご意見に対しまして何かございますか。
- 事務局 まず最初の学校における、いわゆる公共施設でございますけれども、公共施設の中でも様々な性格を持った公共施設がございます。そうした中で学校というのは、やはり地域のコミュニティの核であったりだとか、普通の集会所というものは少し次元が違うものかなというふうに思いますので、そういった中で教育委員会の方で在り方について検討をされているというふうに認識をしております。ですから、どれもこれもあるから一律というわけではなくて、やはり持っている性格なり必要性というのを勘案しながら、今後の公共施設の統廃合というものは行われるものと考えております。

そしてもう一つの見直しについては、今の考えとしては大きく5年おきに見直していこうということで、当然各1年1年においても関係課なり連絡調整会議などを開きまして、しっかりと課題点を洗い出しながら社会情勢に対応できるように柔軟に対応していきたいと考えております。

- 塚本会長 ありがとうございます。
- 植松委員 すみません。説明された言葉の中に「人口減少はしかたない」とあった件についてご質問したいと思ったのですが、確かに人口減少も避けられないところもあります。でも、山口県の中でも下松市とか防府市、そ

う人口が増えているところもあります。それはそれなりに努力をされていると聞いております。やっぱりそこは見習うところであり、なぜ岩国市がここまでできたのかということも反省しながら、確かにこの計画は都市の空洞化をどう防いでいくのか、コンパクトシティをどうやって作っていくかという計画なんです、これとは別に人口減少をどうやって防いでいくかという計画も築いて立ててほしいというのが僕の意見です。以上です。

- 塚本会長 ありがとうございます。何かございますか。
- 事務局 植松委員のおっしゃるとおり、これから岩国市が持続可能な都市計画をしていくためには、この立地適正化計画を作成して、皆さんでコンパクトにまとまって生きていけば持続可能になるんだよというわけではない。岩国市の暮らしやすい環境を作っていくためには、やはり人口を増やしていくという施策ももちろん大切です。子供を増やす、健康寿命を伸ばす、他市からの移住定住を促進していくとか、そういった対策もやりながら、なおかつこの効率的な都市計画のために「コンパクト・プラス・ネットワーク」という施策を並行してやっていくことが必要なんだろうとっております。ですから、人口減少と言いますが、全体としては地方都市というのは減っていくという傾向に、残念ながらその軌道に乗かってしまっているんですけども、市としてこれからいろんな対策を打ちながら、暮らしやすい環境を整えていくことが必要だと思っております。これは行政だけでできる話ではなくて、民間も合わせていろんな方々の協力で岩国市を盛り立てていくということが必要だと思っております。以上です。
- 塚本会長 非常に難しい話なんだと思いますが、これを諦めてしまったら全体が成り立たなくなるわけですから、ぜひ頑張らなくてはならないところだと思います。他にございますでしょうか。
- 桑田委員 主な変更点、これからの質問でもよろしいでしょうか。今回の 87 ページに誘導施設の変更点が挙げられているんですね。運用指針とかでは、都市機能誘導区域内の立地を誘致すべき施設として設定しているが、本計画では、にぎわい居住区域やゆとり居住区域内でのこれらの機能の維持、誘導を図ります、というふうにあります。この変更を頂いてあまり時間が経っていないのでそんなに調べられていないんですけども、例えば国の支援を受けて民間事業者による誘導施設の整備に対する支援策とか、そういったのを国が準備をどこまでしているのか分からないですが、そこらへんの影響はないのかなというふうに思うんですけども、今後検討されていくというふうになるのかも分かりませんし、それを含めて大きくちょっと報告していただければと思います。

- 塚本会長 今のご質問は、ここに書かれているのがどのようにして具体的に誘導していくための施策があるのかどうかというお話でよろしいですかね。
- 桑田委員 そうです。ですから、運用指針にある都市機能誘導区域内であれば、この施設は国の支援があるんだろうとは思いますが、本市の計画においてはゆとり居住区域に誘導を図るということになっておりますので、メニューとして、国のメニューに差があるのではないかと、そもそもあるのかも調べられていないのですが、そのへんの大きな話で今後それを検討していくとか方向性でも分かれば教えていただきたいです。
- 塚本会長 今のご質問の意味はお分かりいただけただけでしょうか。もし、ご回答があるようでしたらお願いします。
- 事務局 インセンティブ的な考えでよろしいでしょうか。今具体的にですね、正直なところがインセンティブについては、まだ決定していない、考え方を整理できていない状況でございますけれども、やはり国の動向とか、また他市の状況を踏まえながら、いかに有効にこの計画を進められるかということがございますので、しっかり毎年社会情勢の変化等踏まえながら、庁内でも調整しながら進めていきたいということで、桑田委員のおっしゃる具体的な取り組みというものは、今後整理していくということにしておりますのでよろしく願いいたします。
- 桑田委員 民間事業者さんが関わることでもありますし、あとコンセンサスをどういうふうに声を短期間で聴いていくとか、事前に明示をして「賛同してください」とか「ご協力ください」とか訴えるものですから、そこは市としてもしっかりと検討して、関係者からしっかりと意見を聴いて良いものを作っていたいただければと思います。
- 塚本会長 ありがとうございます。前回もそのようなご指摘いただいておりますので、よろしく願いいたします。
- 桑重委員 今の桑田委員の質問と関連するんですけど、87 ページ目で福祉交流施設ということで、先ほどの資料3の中でも国病の跡地のところが色付けでグリーンで飛び地のような形で都市機能誘導施設としてあるんですね。私不勉強で申し訳ないんですが、ここに具体的にどのような施設を作ろうとしているのか、何か具体的なものがあるんですかね。文言ではよく目にはするんですけど、実際に市としてどういう面を持っていて、どのような施設を置くとか具体的にあるのでしょうか。
- 事務局 今黒磯の医療センター跡地というところで計画概要の方は87 ページの下から2段目に書いてあるかと思うのですが、こちらに書いてありますとおり、福祉機能とかですね医療センター跡地の9.1ヘクタールを活用して、福祉と交流または科学学習機能、そういった複合的な施設を整理していき

いということで28年、29年度にまちづくり構想を策定いたしまして、それに基づいて基本計画、基本設計の方を進めておりまして、今年度末に向け基本設計を考えております。

- 桑重委員 基本設計というのは、どういうものを作るという基本設計ですか。建物みたいな具体的なものなのか、計画の基本設計なんですか。
- 事務局 この9.1ヘクターにそういった福祉、交流をテーマとした、科学学習も当然入ってくるのですが、そうしたものの基本設計ということで、当然ハコモノの施設もありますし、屋外施設となる多目的広場的なものも予定しているところでございます。
- 植松委員 ちょっと聞いてもいいですか。昔何年か前に聞いたことがあるのですが、日米の交流センターか何かを造るみたいなこと市長さんが言っていないませんでしたか。
- 事務局 それは誤解だと思われまして。愛宕山の方に愛宕スポーツコンプレックスの中に日米交流を主に行っているカルチャーセンターのようなものは国の方が整備して、市の方が共同使用の手続きで都市公園としております。
- 塚本会長 今回の件よろしいですか。何かあれば。
- 廣田委員 よろしいですか。拠点整備でいったん立ち上がりました、福祉のまちづくり構想は。拠点整備地区で一時案がありましたよね。あれはなかったことになったんですかね。あれはまだ継続していると考えてよろしいですか。
- 事務局 今廣田委員からお力添えいただきました構想を取りまとめさせていただいて、その構想を基に基本構想を作成いたしまして、今は基本設計の取りまとめを進めているところでございます。
- 廣田委員 ですよ。あの会議は生きていますよね。
- 事務局 はい。当然それがベースとなって市民の皆さんの意見とかいろいろ聴かせていただいて、計画をとりまとめております。
- 安本委員 この3月までに基本計画ができるということですかね。
- 事務局 今は基本計画を経て、基本設計の段階でございます。
- 安本委員 基本設計が3月までですね。
- 事務局 基本設計の方を3月まで業務の方を委託しておりますので、それを頂きまして市の方で最終決定して、また市民の皆さんへご説明をしたいと思っております。
- 廣田委員 それで今ご説明があつて一番下のところに反映ということですよ。
- 桑重委員 なんとなく色付けはしてあるけれど、どんなものなのかと思ひまして、話があまり話題になってないような気がしたので、あえて言わせてい

いただきました。これ拠点になってますんで、誘導しないといけないので、市としてどういう考え方を持ってらっしゃるのか思いましたので。他は全て施設があるのでイメージがあるんですけど、これだけないんですよ。

○塚本会長 できれば、このあたりも分かりやすくご説明いただければと思います。

○事務局 これは新たに市が取り組む施設でございますので、また明らかになりましたら、やはり市としてしっかりと皆さんに使っていただけるような施設になるように今計画検討しておりますので、もうしばらくするとこういう拠点なのかと思っただけだと思いますので、今はまだこの説明のところで、福祉関係の皆さんが健康づくりをやったり、または勉強したり、いろんな事に活用できるような施設にしていきたいと思っておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。これも新たなまち、拠点として整備をしていきたいというところでここに付けさせていただいております。

○塚本会長 ありがとうございます。なかなか、この立地適正化計画を作って拠点を位置付けて、そこに新しいものができるというのは世の中そんなにないので、これは珍しいというか良いケースなのかなと思いますので、ご説明の方もよろしく願いいたします。その他、疑問の点ございますでしょうか。

○桑田委員 全体のことでもよろしいでしょうか。ずっと言われておられますが、作って終わりではないと、市町村はおおむね5年ごとに調査、分析、評価に努めるというものがあるって、見直しも図っていくというふうに思っているんですが、例えばそこから疑問なんですけど、用途地域をみると今の都市計画区域、誘導区域の中で、南岩国駅前土地区画整理事業というのがありますが、そこは第二種住居地域であると思われませんが、その周りが第一種住居地域ですよ。容積率も200くらいなんです。そうすると、近隣商業とか商業なら分かるんですけど、都市機能誘導区域への誘導にあたって、事業者の方は容積率をものすごく気になされると思うんですよ。容積率をどのように考えていくのかということが素朴な疑問であるのですが、調べてみると、誘導の達成状況に応じて用途地域などの都市計画を見直すフィードバック型の運用を図るという記述があったり、特定用途誘導地区という考え方があったり、また都市機能誘導区域で誘導する施設について容積率等の特例を設けるとかいうふうにあったり、当然この用途地域というものに縛られると思うので、その数字はいきてくるわけで、実際にその岩国市の計画との整合を考えたときに、今後南岩国については、この南岩国都市再生整備計画事業というふうに載ってあるので、何かの事業を考えてらっしゃるとは思うんですが、そこを参考でお聞きしたいのですが、その他にも用途地域と誘導しようとするものが違うということも考えられると思うんですが、それについてはどの

ような方向性というか、整備計画事業等に載ってありますので大きな方向性
は出ているのではないかと思うんですが、その点についてちょっと教えてい
ただきたいと思うのと、国の方も災害のエリアがどこかいろんな動きを出
してくるので、なかなかカチッと決まるのに時間がかかったり、いろんな議
論が必要なんだろうと思うんですが、まずは用途地域と本計画の間の容積率
等について、どのように市が考えているのかを南岩国あたりを例にお話をい
ただければと思います。

- 事務局 都市計画課長の加納でございます。南岩国の地区を今例にとって
いただいたのが、皆さんもご存知かと思いますが、南岩国駅、JRさんの方で
バリアフリー化の事業をやっていただいております、合わせて市の方がこ
れから駅前広場の目前にあります国道と市道との交差点の改良の事業を行っ
ております。かなり周りでも、解体や建て替わったりという状況ございま
して、特にこれからどうなっていくのかということもご承知いただしてい
るかと思っております。私ども都市計画課の方でも区画整理の網が南岩国駅前
は30ヘクタールくらいの大きさで、60年以上計画決定されたままになって
事業化できておらず、今その区画整理事業の見直しをしていこうと考えて
おります、廃止ないし縮小、これに伴いながら都市計画道路が長期未着手の
ままで残っていると、この区域をどうやってこれから南岩国駅を地域の
大きな拠点として、そして住民の方々にいかにより良く使っていただけ
るかということで、30ヘクタール近くの面積のまちの在り方を今考えて
おります。去年も住民の方々とワークショップを行ったりしました。その
中でも申し上げたのですが、南岩国駅前はかなりいろいろな都市機能誘
導にかかるような施設が集中しているところございまして、これからは
それが期待できるように考えておりますが、区画整理の網がかかっていると、
これが建築制限がかかっておりまして、3階建て以上が建てられない、
非常に扱いにくい場所になっておりますので、区画整理の見直しをして
おります。その中で、おっしゃるように既存の用途地域では、これから
目標とするまちを作っていくときの用途と必ずしも合わない、というこ
とも出てきますので、まず立地適正化計画の中では都市機能誘導区域に
おそらくなっているところだと考えているのですが、その地域をもっと
有効にするための用途地域をより都市機能誘導しやすい用途地域に変
えていく、ということも合わせて検討しなければならないと思うのですが、
これについてはまだまだ市の中でこれから検討して、具体的に用途地
域の色をかけるとなると、また住民の方々にお願いすることであるとか、
その他色々なことをお願いしていかなければならないので、これからは
住民の方々と意見交換等しながら考えてまいりますので、どちらにしても、
立地適正化計画が考えている大きな拠点なり都市機能なりということと、
どうやっ

て既存の用途地域なりその他の事業等を組み合わせて、実現できる計画にしていくのかということは、しっかりとその場所場所で考えていかなければならないと思います。課題のある地域は、今は南岩国を例に分かりやすく挙げてくださったのですが、その他の場所いろいろと課題となる場所がございますので、立地適正化だけでできるものではないということはもちろんですが、それに加えて市の施策をこれからどのように展開していくのかをしっかりと整合を図りながら考えていきたいと思っております。

- 塚本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- 植松委員 ちょっとよろしいでしょうか。129 ページ、131 ページについて質問したいのですが。例えば 129 ページは、どの程度の台風を考えて想定されておられるのですか。それから 131 ページでは、これは津波と書かれておりますけれど、南海トラフを想定されているのか、それともそれ以外の地震を想定されているのかというのをちょっとお聞きしたいのですが。
- 事務局 129 ページの河川氾濫のハザードマップになりますが、こちら市のホームページにもその所管課の危機管理課の方から出ているハザードマップの写しになりますけれども、こちらのハザードマップにつきましては、想定最大規模、1,000 年に 1 回降る雨によって堤防が破壊したり、越水したりそれを相当数選択し、その各地点における最大浸水区域を包含したエリア、つまり 1,000 年に 1 回降った雨で堤防が壊れて浸水するエリアであったり、越水して浸水するエリアであったり、その全てを包含して最大のエリアを引いたものがこのハザードマップとお伺いしております。130 ページも同じような形でやっております。ちなみに 131 ページの津波につきましては、こちら岩国の津波ハザードマップがございまして、南海トラフの最大地震、また周防灘断層部の主部の地震を想定して、津波の襲来の潮位は満潮、また同時に岩国市の最大深度が 6 弱、揺れの液状化により地震後に堤防が破堤した状況でこのマップ、ハザードマップが作られているとお伺いしております。そういった状況の下で、この浸水想定エリア、浸水深が決められておるとお伺いしております。
- 植松委員 勉強不足で教えてほしいのですが、よく 3.11 で皆さんテレビでご存知のように、東北の大地震のときに北上川に津波が数十キロさかのぼったというのを聞いております。それも北上川だけでなくいくらかの川もあったと考えてみたら、今津川と門前川、または錦川、これらをいくらかさかのぼる想定もあるのではないかと思うんですけど、その点は考慮されているのかなとちょっと疑問だったのですが。

- 事務局 その点も踏まえた上でのシミュレーションということは聞いておりますので、そういったことも加味されながらこのハザードマップは作られているものとお伺いしております。
- 植松委員 ちょっと低いような気がするんですけど。分かりました。ありがとうございます。
- 細見委員 ちょっといいですか。些細なことで勉強不足であれなんですが、59 ページ、58 ページに地区拠点のところに概要の説明書きがしてあるんですが、岩国地区だけ城下町地区拠点とされているんですよね。これは文言としてどういうことなのか。
- 塚本会長 名称をどうしてこうしたかということですかね。
- 細見委員 と言うのも、岩国地区の人達はこれ以上規制がかかるのは生活圏でやめてほしいという住民の意見があるんですよ。そういった、他は川下地区拠点だとかで、これから先、城下町の新しいまちづくりをしていくのに色々な規制が今後かかってくるのでは、住民との温度差それが発生しなければいいし、やっていかなければならないことはやっていかなければならないし、こういうポジションにしていくときに、パブリックコメントをやられたと言われても、住民の皆さまはそこまで認識していなくて、ある日突然いきなりこうなっています、と言われたら私にも責任があるので、ご説明とか今後の方向性とか教えていただければ。
- 塚本会長 今のご質問何かございますか。
- 事務局 城下町地区拠点でございますけれども、細見委員さん言われるように岩国地区また横山地区を大きく含んだ地域を想定しておりまして、この地区はやはり街なみ環境整備事業とかですね、そういった環境整備に取り組んでいる地区ということで、他にはない特色を持った地域ということで、地区拠点の中でも特色的な表現をさせていただいたところがございます。別の規制を新たにかかけようというものではなくて、他は生活の中で観光客が入り込むという想定がないですが、ご存知のとおりこの地区はそういった2面性を持っている、もっといろいろな方面からまちづくりを考えていかなければならないということにして、そのエリアの特徴を言っているだけで新たな規制を何か考えているということではございません。
- 細見委員 そのときは住民と10年後どんな考えになるか分かりませんが、しっかりと住民と意見をすり合わせてやってほしいなと思います。
- 隅委員 52 ページの1, 2, 3, 4は色がついていて、そして5, 6の自然環境と市民ともにかたちづくるが外されている。この2つが外されているというのは、立地適正化計画と結びつかないという意味で外されているんですか。次の55 ページの都市づくりの目標と立地適正化の目標とで、この2つだ

けがどこにも結び付いていないということがあるならば、なぜここに挙がっているのか。都市エリアを中心とした構造が目的だから、こういう自然環境とかが結びつかないのかという考え方でよいのかどうか。そこで、例えば自然災害に備えた市街地なんかですと、災害のために非常に工事をしているところが随分ありますので、それはもう自然災害を壊すものではないかなと思ったりもしますので、この2つというのはどこにでも結びついていくものではないかと、市民とともにかたちづくる協働の都市づくりという言葉ですから。

○塚本会長 それではご説明よろしいでしょうか。

○事務局 まず52ページに6つのまちづくりの目標ということですが、これはあくまでも都市計画マスタープランに定めておりますまちづくりの目標ということで、今回立地適正化計画ということでコンパクトなまちづくりというところをごさいますして、それを主に対象となる目標ということで、分かりやすくこの4つに色をつけさせていただいております。当然、隅委員が言われますように、トータルで見れば関係してくるかと思いますが、特にこの4項目については目標にしたいということであえて区分けをさせていただいております。

○塚本会長 大丈夫でございますでしょうか。前回もちょっと補足させていただきましたけれど、都市計画マスタープランというのが、本来は都市計画区域のマスタープランなんですけれど、一応それは全市の都市計画区域外も含めた、全体の中での都市計画区域の位置付けということで、都市計画マスタープランというのが、いわば中間的な大きな目標で、それを実現するためにいろいろ用途地域もあれば、都市計画施設のようなものがある中で、この立地適正化計画というのはまた位置付けが曖昧なところですけど、そこをどうやってコンパクトにするためにどのような場所にどういう機能を集約していくのか、どういうところでどのような繋げ方をさせていただくかという、都市計画像を立体的に将来像をみせていく、今回の計画、そういう将来像をみせていくのは、今度は都市計画区域または人が集まるところということで、対象もあれば、対象の区域のこともあってということで、このような分け方をされたのではないかと思います、そういうことでよろしいでしょうか。

○隅委員 はい。大丈夫です。

○藤原代理委員 ちょっとよろしいですか。先ほど津波の浸水エリアが小さいというお話があったので、私の知っている範囲で補足します。私が係長で、国がシミュレーションして県にデータを配っていたときは、東海、東南海、南海地震の3連動といったところで、今は南海トラフ地震に着目されているということで、ちょっと時代が違うんですけど、その当時でいうと3連動

の地震の津波を 10 キロメッシュか 20 キロメッシュどちらかは忘れたんですけど、波が海岸まで押し寄せてくるところまでを国がシミュレーションして、その津波の高さのエネルギーを各県が、よりお金があるところはさらにメッシュを小さくして、先ほど満潮とおっしゃってましたけど、私が広島県に居たので県の方に聞くと、大潮の満潮という最悪のパターンを想定すると。あと河川の樋門がありますよね。あの樋門を津波が来るまで 2 時間くらいありますので、樋門が閉められて中まで流れ込むパターンと、樋門を閉める暇なく津波をむかえるパターンとか、県によっていろいろ想定は変えられているので、今南海トラフになってどれだけ津波の高さとかエネルギーがいくつになっているのかは存じませんが、これは満潮でしたけど県によっては大潮の満潮で、より被災想定、最悪の想定をしているところもございますので、そのへんで多少イメージが違ってくるのかもしれませんが。ちょっと古い時代で申し訳ないですが、参考として。

- 塚本会長 中々ご意見出にくい計画なのは重々分かっておりますが、特にその他ある人はございませんでしょうか。最初にありましたように、ここで計画を作るという位置付けではございませんので、ここで出た意見も踏まえて、市として計画をまとめられるということでございますので、またそれから先ほどもありましたように、一回作ったら終わりということではなくて、先ほども南岩国ですか、ありましたように場所によっては立地適正化計画で位置付けたことを踏まえて用途地域を変えていくようなこともありますし、また都市計画の見直しで動いたことを立地適正化計画にフィードバックするようなこともあろうかと思っておりますので。作りっぱなしで出来上がったら動かさないというようなものでは当然ないんだらういうふうに思っておりますので、逆にこういう場で情報交換をしていきながら、実効性のあるものにしていくというのが最終的な目標になると思っておりますので、またいろいろな話、形でご検討下さい。そういうことでよろしいですか。

ありがとうございます。それでは今、皆さんに頂きましたご意見を踏まえて、今後の作業を進めていただきたいと思います。本日予定されている議事について以上でよろしいでしょうか。それでは皆様のご協力により二つの議事の審議を行うことができました。事務局から連絡事項あればお願いしたいと思います。ありがとうございます。

- 事務局 本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。受付でお預かりした駐車券につきましては会場出口でお返ししたいと思っておりますので、お声掛けください。清算処理を終えておりますので駐車場を出られる際にそのまま精算所にお通しください。

以上をもちまして、第 28 回都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[15 時 25 分 閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

令和 2 年 3 月 13 日

議事録署名委員 河野 摩理

議事録署名委員 山本 富夫